

## 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に対する決議

当該改正条例は、し尿の汲み取りにかかるし尿収集手数料を、二十リットルあたり、百五十円を百八十円に引き上げるものである。

市民生活に直結するこの手数料の改定にあたっては、市民に理解を得るための説明責任を果たす必要があるが、市民に対し十分な説明がなされないまま、改正条例が議会に上程された。

また、し尿収集処理については、平成十九年度より、鳴門市の直営事業から許可業者による許可事業に移行したものであり、市民は、民間業者に依存しなければならぬ状況である。

さらに、現下の経済環境においては、特に高齢者や低所得者家庭では、非常に苦しい生活を余儀なくされている。

こうした状況の中、鳴門市は市民に負担を求めるし尿収集手数料の値上げにあたっては、許可業者への指導や市民への説明、市民への配慮について、適切な対応を図る必要がある。

よって、鳴門市議会は、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、次に掲げる事項の決議をする。

- 一 許可業者への指導  
し尿収集許可業者の経営状況や業務状況を適宜把握し、適正で安定的なし尿収集業務が行われるよう適切な指導を行うこと。
- 二 市民に対する説明  
し尿収集の対象家庭に対し、し尿収集手数料の値上げや収集業務の実情について、条例の施行日である本年七月までに、誠意をもって十分な説明にあたるとともに、理解を得ること。
- 三 高齢者や低所得者への配慮  
市民の視点に立つて、し尿収集業務にあたるとともに、特に社会的、経済的に弱い立場にある高齢者や低所得者の家庭に対して、特段の配慮に努めること。

平成二十三年三月十八日